The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	平成十七年度二学期高等司法研究科試験問題
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2006, 56(2), p. 186-226
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55078
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

平成一七年度二学期試験問題　高等司法研究科

▼公法2　……松井茂記教授
松本和彦教授

以下の文章（「事案の概要」「本件立入検査の経緯」「本件条例の関係規定」「Y市火災予防査察等に関する規定」）及び別紙の消防法の条文を読んで、次の二つの小問に答えなさい。

（資料：消防法（抄）は省略）

（小問1）

消防長又は消防署長は、防火対象物の改修等の命令の際にその旨を公示しなければならない、との規定が消防法五条三項にあることを理由に、法律が独自の公表制度を置いている以上、Y市火災予防査察等に関する規程にしか根拠がない本件結果通知書と本件報告書は公開しないのが法律の趣旨である、とY市が主張してきたとする。この主張に反駁する法律論をXの側に立って構成しなさい。

（小問2）

Xによる不開示処分取消の訴えに対して、裁判所はいかなる判断をしなければならないか。Y市の挙げる不開示理由ごとに答えなさい。

1　事案の概要

Xは、Y市に居住する住民であるが、平成一七年四月五日、Y市市長に対し、Y市情報公開条例に基づき、「消防法四条一項に基づく検査結果通知書及び同法五条に基づく措置命令等を示す文書その他Y市の火災予防体制の実態に関する調査資料（平成一六年度分）」の写しの交付を求める公文書公開請求をした。これに対し、Y市市長は、平成一七年四月二六日付けで、消防法四条又は一六条の五に基づく立入検査結果通知書（以下「本件結果通知書」という。）及び改修（計画）報告書（以下「本件報告書」という。）のほか、平成一六年防火対象物実態等調査表が公開請求に係る文書であることを前提に、本件結果通知書及び本件報告書の企業・氏名等を特定し得る部分（以下「本件不開示情報」という。）を除きこれを公開するとともに、平成一六年防火対象物実態等調査表については全部を公開する旨の公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、この旨を記載した通知書（以下「本件通知書」という。）をもってこれをXに通知した。本件通知書の「非公開とする根拠規定」欄には本件条例七条一項一号、三号、七号が掲げられ、また、「根拠規定を適用する理由」欄には、「立入検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密は、消防法四条六項、一六条の五第三項、三四条二項の規定により法令秘情報になる」、「立入検査の結果を秘すことは当該法人等の正当な利益に当たる」、「立入検査の結果を公表すると、以後、相手方が立入検査を拒否する

ことが予想されるから、その後の立入検査が困難となり、従来、立入検査を実施することにより防止し得た火災及び二次被害を防止し得なくなるおそれがある」旨の記載がある。

Xは、平成一七年五月一日、本件決定を不服として、Y市市長に対し行政不服審査法に基づく異議申立てをしたが、Y市市長は、同年七月一八日、これを棄却した。そこでXはY市に対して上記不開示処分の取消しを求めて裁判所に提訴した。

2　本件立入検査の経緯

平成一六年度においては、本件規程に定める査察対象物のうち第三種二項の査察対象物を除く合計一九〇件について消防法四条又は一六条の五に基づく立入検査が実施された（以下「本件立入検査」という。）。

その結果、八八件の査察対象物について、消防法、同法施行令、同法施行規則、Y市火災予防条例等の法令に違反する事実が認められ、その査察対象物の所有者又は管理者に対し、上記違反事実を記載した立入検査結果通知書が交付された。他方、一〇二件の査察対象物については、上記違反事実等の指摘事項はない旨を記載した立入検査結果通知書がその所有者又は管理者に交付された。

本件立入検査の結果、法令に違反する事実の指摘がされた査察対象物八八件のうち四六件の対象物の関係者等は、平成一七年四月までに、Y市消防長に対し改修（計画）報告書（本件報告書）を提出した。

Xは、本件条例が平成一七年四月一日に施行された直後の同月五日、Y市市長に対し本件請求をした。

Y市市長は、本件請求について、本件条例一六条所定の第三者保護に関する手続をとることを決め、平成一七年四月一六日ころ、本件立入検査が行われた査察対象物の関係者に対し、本件文書の公開についての意見照会書を送付した。この結果、同月二三日までに六六件の回答があったが、このうち公開に反対する意見を記載したものは六件のみであった。反対意見は、プライバシーの保護や企業イメージの失墜をその理由として挙げ、一件については、仮に公開されれば、今後の消防署への書類提出等は一切拒絶しますと明記していた。

Y市市長は、上記の意見照会の結果も考慮し、平成一七年四月二六日、本件文書のうち本件不開示情報を除いた部分並びに平成一六年防火対象物実態等調査表の全部について、閲覧及び写しの交付の方法により公開する旨の本件決定をし、本件通知書でこれをXに通知した。そして、同年五月一〇日、Xに対し、本件文書の一部を黒塗りした写しの交付等の公開手続が実施された。

Xに交付された本件文書の写しは、概ね次のようなものである。

(ア)　本件結果通知書

本件結果通知書には二種類の様式があり（別紙一及び二

参照。以下、別紙一の様式を「様式一」、別紙二の様式を「様式二」という。）、様式一については、名宛人欄のほか、名称、所在、用途、防火管理者（記載がある場合）及び立会者職氏名の各欄について一律に黒塗りがされている。また、一部については、内容欄の一部に黒塗りがある。様式二については、名宛人欄のほか、対象物名、用途、所在地、電話及び査察結果通知書受領者職氏名の各欄について一律に黒塗りがされており、一部については、指示事項欄の一部に黒塗りがある。

本件結果通知書のうち指摘事項のあるものについては、内容欄（様式一の場合）又は指示事項欄（様式二の場合）に、「消防用設備等の点検を六ヶ月ごとに実施し、その結果を三年に一回消防長に届け出ること。（法第一七条の三の三）」、「一　消防計画の組織の変更を消防長に届け出ること。（法第八条）」「二（不開示部分）の消火、通報及び避難の訓練を実施すること。（法第八条）」「三　消防用設備等の点検を六ヵ月ごとに実施し、その結果を三年に一回消防長に届け出ること。（法第一七条の三の三）」（同二枚目）などのように、是正すべき法令違反の内容が概括的、定型的に記載されている。

(イ)　本件報告書

本件報告書の様式は、基本的には別紙三のようなものであり、このうち、提出者に係る名称、所在地、関係者職・氏名及び担当者・職氏名（記載がある場合）については一律に黒塗りがされている。また、一部については、指摘事項等その他の報告部分の一部に黒塗りがある。

本件報告書には、基本的に、本件結果通知書によって指摘された事項が指摘事項欄に記載された上、指摘を改修した旨又は改修の計画について、改修済み欄又は計画欄に、「四／二六届出済」、「平成一六年五月中に提出する」などのように極めて簡潔に記載されている。

本件不開示情報は、これを公開すれば立入検査先が明らかになるか、又はこれを推認することができる情報が記載されている。

3　Y市情報公開条例の関係規定

（目的）

第一条　この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、公文書の公開及び市政情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員

会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

2　この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

（公開義務）

第七条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)　法令及び他の条例の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2)　（略）

(3)　法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下、「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4)　（略）

(5)　（略）

(6)　（略）

(7)　実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イからオまで（略）

（略）

（第三者保護に関する手続）

第一六条　公開請求に係る公文書に本市、国、他の地方公共

団体及び公開請求者以外の者（以下この条第二一条及び第二二条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一二条第一項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)　第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第七条第二号イ、同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2)　第三者に関する情報が記録されている公文書を第一〇条の規定により公開しようとするとき。

4　Y市火災予防査察等に関する規程

Y市においては、消防法四条又は一六条の五に基づく立入検査を「Y市火災予防査察等に関する規程」（以下「本件規程」という。）に基づき実施している。

本件規程によれば、消防法二条三項に規定する消防対象物に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況を検査し、当該対象物の関係者に対して不備欠陥事項等の是正及び火災予防上適切な指導を行うことなどを「査察」と称し（本件規程二条四号）、その執行の対象物を次のように区分し（本件規程三条、別表第一）、この区分に応じ、第一種査察対象物については原則として年一回以上、第二種査察対象物については周囲の状況、構造、規模、用途から総合的に判断し本件規程一五条及び一六条に基づき消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が策定する査察計画に基づき、第三種査察対象物については消防署長が必要に応じ定めるものに基づき、それぞれ査察の執行をするものとされている（本件規程一七条）。

Y市においては、消防長等から査察の執行を命じられた職員（以下「査察職員」という。）は、査察対象物の査察を行ったとき等は、その結果を立入検査結果通知書に記入し、関係者に交付しなければならず、また、上記査察を行った結果、消防法若しくはY市火災予防条例に規定する火災予防に関する違反事実又は改善を必要とする事項（軽易なものは除く。）がある場合は、関係者に対し改善結果（計画）書を提出するよう指示するものとされている（本件規程二六条）。

さらに、査察職員は、査察を終了したときは、その結果を立入検査結果報告書により消防長等に報告しなければならないとされ、消防長等は、その査察結果の内容中、上記違反事実又は改善を必要とする事項について改善されていないと認

められるときは、指導書を発行し、その指導書に記載した履行期限経過後、直ちに現場等の調査を行い質問調書を徴するものとし、消防署長は、その調査の結果、違反事実又は改善を必要とする事項について改善されていないと認められるときは、違反調査報告書により消防庁に報告しなければならないとされている（本件規程二七条）。

▼民法3　……平田健治教授

第一問　民法七二〇条に関して、以下の小問に答えよ。なお、各小問は独立の問である。

(1)　第一項の規定が存在しないと仮定すると、BがAの不法行為に対し自己の権利を防衛するためにCに加害行為をした場合は、どう判断されるか。

(2)　(1)において、但書だけがないと仮定した場合は、どうか。

(3)　天災から自分を避けるために他人に損害を加えた場合はどう判断されるか。

(4)　物から生じた危難を避けるために別の物を毀損する場合はどう判断されるか。

(5)　第一項と第二項では、防衛行為の対象範囲はなぜ異なるのかを説明せよ。

第二問　Xは、インターネットオークションで、開始価格八〇〇〇円の中古外国乗用車を六四〇〇〇円で落札して、Yから購入した。Xは、出品サイトでの説明以外の損傷（ガソリンタンクのガソリン漏れ、タイヤの劣化、運転席ドアがきちんと閉まらない、右ウインカーの欠落、ショックアブソーバーが機能しない）があることを発見し、それを理由にYに対して損害賠償請求の訴えを提起した。なお、Yは出品説明において、「出品物がお車ですので、それぞれ見方、取り方が違うと思いますので低年式、中古車だという事にご理解できる方のみ入札して下さい。ご理解頂けない方の入札、ご遠慮頂けますようお願いいたします。」と記載していた。Xの言い分は認められるか。

第三問　BはAから甲土地を購入した上でCに賃貸し、引渡を終えた。Cは甲土地を有料駐車場として利用していたが、なかなか契約者が集まらないため収益が上がらず、Bに支払うべき賃料（月一五〇万円）に見合った収入を得られない状態が続いていた。その後AがDに二重譲渡した。Dは移転登記を具備したが、Cは賃貸借の登記を具備していない。Dの登記具備は二〇〇五年八月末、B、Cがこの事実を知ったのは、Dの通知がB、Cになされた同年一二月末である。Cの賃料支払時期は毎月の月初めであるが、一二月末の時点で、同年九月、一〇月分は、既にBに支払われたが、Bの金庫に封金として保管されており、一一月、一二月分は未払いの状態であった。Dは、通知直後に、B、Cに対していかなる理由でいかなる請求ができ、B、Cはいかなる反論ができると考えられるか。

第四問　以下の文章を読んだ上で、最後の問に答えよ。

1　原告Xは、本件土地甲を所有している。

2　被告Yは、本件土地甲上に本件建物乙丙丁の各建物を所有し、かつ本件土地甲の一部であるA部分の敷地を訴外Pに賃貸して、本件土地甲を占有している。

3　原告Xは、その父訴外亡Qに対して、A部分の敷地及びQ所有の本件建物丙及び丁の敷地に相当するB部分の敷地をそれぞれ無償で貸し付け（以下、A部分の使用貸借契約を「本件使用貸借ア」といい、B部分の使用貸借契約を「本件使用貸借イ」という。）、また、原告Xは、Q及びその妻訴外亡Rに対し、右両名所有の本件建物乙の敷地に相当するC部分の敷地を無償で貸し付けた（以下「本件使用貸借ウ」という。なお、本件使用貸借アないしウをまとめて「本件各使用貸借契約」と略称することがある。）。

4　Qの遺言

㈠　Qは、R及び被告Yに対して、紹和五〇年八月五日付けの遺言公正証書において、1、被告Yに対し、本件建物乙丙丁（本件建物乙については持分二分の一）並びに本件使用貸借イの使用借権及び本件使用貸借ウのQの準共有持分二分の一の使用借権をそれぞれ相続させる、2、同遺言書第四条において「遺産中前各条に記載した以外の財産はすべて遺言者の妻Rに相続させる」、との遺言をなした。そして、本件使用貸借アの使用借権は右遺言書第一ないし三条には掲記されていない。

㈡　Qは、昭和五二年一二月九日、死亡した。RはQの妻であり、被告YはQの子供である。

5　Rの遺言

㈠　Rは、被告Yに対して、昭和五七年七月二三日付け遺言公正証書において、本件建物乙の持分二分の一及び本件使用貸借ウのRの持分二分の一の使用借権並びにRの一切の債権を被告Yに相続させる遺言をした。

㈡　Rは、昭和五九年一月二二日に死亡した。被告YはRの子である。

6　A部分の敷地については、前記のとおりPに通常建物所有の目的にて賃貸され、現在右敷地上にはP所有の建物が存している。

㈠　本件土地甲は、昭和二一年二月一〇日、Qが自ら資金を支出して原告X名義で払下げを受けたものである。Qは、原告Xが長男であり、跡取りであること及びQを相続する際にかかる税金の負担が大変になるであろうということを考慮して、原告Xに対し、本件土地甲を贈与する趣旨で、上のとおり原告X名義で払い下げを受け、右土地については、同二六年七月五日、右払い下げを原因として、原告X名義へ所有権移転登記が

され、そのころまでには、原告Xにおいて右贈与を受諾した。

(二) Qは、上のとおり本件土地甲を贈与したのちも（贈与当時原告Xは満一七歳であった。）、一家の中心として本件土地甲についても事実上の支配権を有し、原告Xの許可を特に得ることなく畑として利用していたが、農地の宅地化進展に伴って農業を継続していくのが困難になったこと、昭和三二年当時Q及びRを含めて八人家族の大所帯であり、農業以外において収入を得る必要があったことから、家賃収入を得るという目的のもと、本件土地甲の一部であるB部分の敷地上に、昭和三二年本件建物丙及び丁を順次それぞれ貸家とする目的で建築した。さらに、Q自身が昭和三三年に脳溢血で倒れて入院し、同年五月に退院した後も体調がすぐれなかったため、Q及びRが話合いをし、本件建物丙及び丁を建築した際の目的と同様に家賃収入を得るために、昭和三五年、本件土地甲の一部であるC部分の敷地上に本件建物乙をアパートとして建築した。これらの建物の建築について原告Xが特に異議を差しはさむようなことはなかった。

原告Xは、昭和三九年七月ころまで両親であるQ夫婦と同居していた。

(三) 他方、本件土地甲の一部であるA部分の敷地については、戦災により建物を失い、行き場を失ったPに同情して、昭和二五年春ころにQが右敷地をPに賃貸し、右敷地上に住まわせたものであった。この件についても、原告Xが特に異議を述べることはなかった。

(四) アパートである本件建物乙には八部屋あり、現在六所帯が入っており、また、貸家である本件建物丙及び丁は棟割りで四所帯入れるところ、現在三所帯入っている。

以上のような事実関係のもとで、原告Xが被告Yに対し、本件土地甲の所有権に基づき、同土地上に存する被告Y所有の本件建物乙丙丁を収去して上記土地の明渡を求めている。Xはいかなる理由に基づくことができ、Yの考えられる反論はどのようなものかを検討せよ。なお、遺留分減殺について考慮する必要はない。

▼民法4 ……松川正毅教授

左記の問いに答えよ。

問一 最判平成一六年一一月一八日判時一八八一号八三頁（省略）

1 判決に関係する事実を要約して下さい。

2 最高裁はどのような判決をしましたか。また、この判決はどのように位置付けることができますか。

3 判決には、伝統的な内縁の理論とは異なる点がありますか。あるとすれば、どのような点ですか。

4　不法行為の要件との関連で、何が問題になりますか。

5　関係の破棄の問題ではなくて相手方パートナーが死亡した場合には、このような判決の立場にたてば、どのような結論と理論が考えられますか。伝統的な理論にも留意して述べて下さい。

問二　最判平成一一年六月一一日民集五三巻五号八九八頁（省略）

1　判決に関係する事実を要約して下さい。

2　最高裁はどのような判決をしましたか。また、この判決はどのように位置付けることができますか。

3　判決では、遺産分割をどのように考えていますか。相続放棄と比較して説明して下さい。

4　財産分与が詐害行為取消権の対象となるかどうかについて、どのように考えますか。最判平成一一年六月一一日の判決にも留意しつつ述べて下さい。

5　被相続人の債権者が、遺産分割協議を取消すことは理論上可能ですか。

▼民事訴訟法Ⅰ　……池田辰夫教授
下村眞美教授
藤本利一助教授

以下の問題すべてについて解答しなさい。

Ⅰ　処分権主義の根拠について解答したうえ、処分権主義に関する具体例の設問を一つ作成しなさい。

Ⅱ　設例を読んで、各小問に理由を付して答えなさい。

【設例】

待兼太郎は、石橋次郎に対して、平成一四年二月一日、甲土地（待兼太郎所有）を駐車場として使用する目的で賃料一か月一五万円、期間五年の約束で賃貸した。ところが、石橋次郎は、甲土地の隅に木造建物を建てて、駄菓子の販売を始めた。そこで、待兼太郎は、目的外使用であると主張して、石橋次郎に対し、平成一八年一月五日、上記賃貸借を解除するとの意思表示をした。

その上で、待兼太郎は、甲土地を明け渡さない石橋次郎を被告として、訴えを提起することとした。

(1)　待兼太郎は、石橋次郎に対して、どのような訴訟物を立てて、どのような請求をすることが考えられるか。

(2)　待兼太郎が石橋次郎を被告として訴えを提起し、勝訴した。その判決が確定しないあいだに、訴訟外で話し合いがもたれ、「石橋次郎が建てた建物は、当初の契約期間が満了する時に撤去するが、それまでは駄菓子屋として使用することを認める。ただし、以後賃料を一か月一六万円とする。」ことで話がまとまった。そこで、待兼太郎は、訴えを取り下げたが、石橋次郎が、賃料支払を怠るようになった。待兼太郎は、どのような方法をとることができるか。

Ⅲ　民事訴訟制度がより高い信頼と評価を得るための方策に

ついて、論じなさい。

▼刑法1 ……佐久間修教授
島岡まな助教授
安田拓人助教授

A株式会社の代表者である甲は、A社とB銀行C支店の間で当座勘定取引を開始した後、当座貸越契約を締結して逐次融資を受けてきたが、A社の貸越額が信用供与の限度額および事前に差し入れていた担保の総評価額をはるかに超える事態となり、平成一〇年頃には、かりに約束手形を振り出したとしても、自らこれを決済する能力を欠く状態に陥っていた。しかし、甲は、そうした状況にもかかわらず、平成一一年一月には、B銀行C支店長である乙が、仮にA社が破綻して同社に対する貸金債権が回収不能になれば、その地位を解かれることになる弱みにつけこんで、同人に強く働きかけ、甲の発案に基づき、A社振出しの約束手形（額面六〇〇〇万円）に対してB銀行に手形保証をさせ、その手形保証と引換えに、同手形の額面金額と同額の資金を、B銀行C支店にあるA社名義の当座預金口座に入金したが、これら一連の行為は、A社のB銀行に対する当座貸越債務の弁済に充て、一時的にA社の貸越残高を減少させて、A社に債務弁済能力があることを示す外観を作り出し、もって、B銀行に引き続き当座勘定取引を継続させるとともに、さらにA社への融資を行わせることなどを目的として行われたものであった。

したがって、B銀行にあるA社名義の当座預金口座に一旦入金された同手形の額面金額と同額の資金は、その一週間後には、甲自らの手によって引き出される予定であったところ、甲は、A社の破綻が避けられないことを知り、たまたま乙が出張のためC支店を留守にした機会を利用して、平成一一年二月某日、B銀行C支店の当座預金口座にあった三〇〇〇万円を、D銀行のE支店にある甲の妻丙の名義で設けた普通預金口座に振替送金した上で、これをE支店で引き出して丙とともに国外に逃亡することを企てた。しかし、甲は、送金手続の際に窓口係員から不審がられたこともあり、焦って送金依頼書に記入した結果、誤って、D銀行のF支店にある丙と同姓同名の別人「丙2」の普通預金口座に送金する手続をしてしまった。

他方、同年二月末日にD銀行F支店を訪れて通帳記入をした「丙2」は、自己の通帳の記載から、本来であれば、残額一二万五〇〇〇円であるはずの自己の預金口座に、およそ入金される予定のないA社から六〇〇〇万円の誤振込みがあったことを知った。しかし、「丙2」自身も、サラ金から融資を受けた金員の返済に窮しており、これを自己の借金の返済に充てようと考えて、同じ日にD銀行F支店において、応対に出た窓口係員に対し、誤った振込みがあった旨を告げることなく、その時点で残高六〇一五万円余りとなっていた預金のうち一〇〇〇万円の払戻しを請求して、同係員から即時に

現金一〇〇〇万円の交付を受けたものである。

甲、乙および丙2の罪責について論じなさい。

▼公法4 ……松井茂記教授

以下の判決文を読んで、被控訴人の立場から上告理由となるような法律論を展開しなさい。

〈T高等裁判所の判断〉

一　本件紛争の経過

1　D寺院は、昭和四一年四月に包括宗教法人Nの寺院として設立され、被控訴人が包括宗教法人Nの当時の管長により住職を命じられた。D寺院は、昭和五一年七月、Nを包括団体とする宗教法人となった。この宗教法人が控訴人である。また、これに伴い、被控訴人が控訴人の住職兼代表役員になった。

2　宗制、宗規及びD寺院規則は、包括宗教法人Nの代表役員の地位、控訴人の責任役員の任免等について、次のように定めている。

包括宗教法人Nの代表役員は同宗の規程たる宗規による管長の職にある者をもって充て（宗制六条一項）、管長は法主の職にある者をもって充てる（宗規一三条二項）。法主は、宗祖以来の唯授一人の血脈を相承する（宗規一四条一項）。法主は、必要と認めたときは、能化のうちから次期の法主を選定することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、大僧都のうちから選定することもできる（同条二項）。法主がやむを得ない事由により次期法主を選定することができないときは、総監、重役及び能化が協議して、第二項に準じて次期法主を選定する（同条三項）。なお、右血脈相承の内容は、宗教上の秘伝とされている。

控訴人には、四人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする（D寺院規則六条）。代表役員は、包括宗教法人N管長が任命した住職をもって充てる（宗制四三条一項、宗規一七二条一項、D寺院規則八条一項）。代表役員以外の責任役員（総代）は、信徒のうちから代表役員が選定する（D寺院規則八条二項）。この選定については、包括宗教法人Nの代表役員の承認を受けなければならない（宗制四三条二項、宗規二三五条、D寺院規則八条三項）。総代が犯罪その他不良の行為があったときは、住職は、包括宗教法人Nの代表役員の承認を受けて、直ちにこれを解任する（宗規二三六条三項）。包括宗教法人Nの管長は、住職の罷免その他の懲戒処分をする権限を有する（宗制一五条七号、宗規二五三条）。D寺院規則を変更しようとするときは、責任役員会において責任役員の定数の全員一致の決議を経て、包括宗教法人Nの代表役員の承認を受けなければならない（宗規一五三条二項、D寺院規則三三条）。なお、包括宗教法人Nの規則中

控訴人に関係がある事項に関する規定は、控訴人についても、その効力を有する（D寺院規則三五条）。

3　包括宗教法人Nの前法主は、昭和五四年七月二二日、死亡した。同日、総本山において開催された緊急重役会議の席上、当時総監（包括宗教法人Nにおいて管長に次ぐ地位）であったAから昭和五三年四月一五日に前法主から血脈相承を受けた旨の発言があり、了承された。右緊急重役会議に出席した椎名法英重役（責任役員）は、昭和五四年七月二二日の通夜の席で、右の次第を述べてAの法主就任を発表し、異論は出なかった。そして、包括宗教法人N宗務院は、同日付け及び翌二三日付けで、Aの法主・管長就任を院内に通達した。同年八月六日には、総本山において、宗内の僧侶・信徒の代表が参加して、Aの法主就任の儀式である御座替式が挙行され、引き続き、Aの法主就任を祝うと共にAとの師弟の契りを固める御盃の儀が行われた。同月一六日、A（当時の名は信雄）が昭和五四年七月二二日に包括宗教法人Nの代表役員に就任した旨の登記がされた。Aは、前法主から血脈相承を受け管長に就任した旨、同年八月二一日付け訓諭を宗内に発した。その後、昭和五五年四月六日及び七日には、総本山において、多数の僧侶・信徒の参加を得て、御代替奉告法要が挙行され、Aの法主就任が披露された。

4　包括宗教法人Nは、その信徒団体であるSが急成長するに伴い、昭和五二年ころから信徒団体Sと対立するようになった。しかし、信徒団体Sが昭和五三年一一月七日に包括宗教法人Nに対し反省の意を表すると共にお詫びをし、昭和五四年四月二四日には、信徒団体SのI会長が会長を辞したため、当時の管長や執行部は、信徒団体Sと協調路線を歩むこととした。Aも同様の立場を採った。しかし、包括宗教法人Nの相当数の僧侶は、Aの協調路線に反対し、信徒団体Sの教義上の誤りを正すべきであるとの立場を採り、昭和五五年七月四日、同志の集まりである正信会を結成して、反Aの立場を強めていった。正信会に属する僧侶は、包括宗教法人N宗務院の中止命令に従わず、昭和五五年八月二四日、第五回全国檀徒大会を開催し、信徒団体Sを批判する決議を採択した。また、正信会に属する僧侶は、昭和五五年一二月一三日、Aに対し、血脈相承を受けたことに疑問がある旨の質問状を送付し、何らの回答もなかったので、その後、Aを法主と認めない旨の通告文を発した。また、Aは血脈相承を受けておらず、血脈相承は断絶している旨の論文を発表した者（蓮華寺の住職）もいた。このような中で、正信会に属する僧侶は、Aの代表役員の地位不存在確認訴訟を提起した。他方、包括宗教法人Nは、正信会に属

する僧侶に対し、中止命令に従わず第五回全国檀徒大会を開催したこと、宗教上の異説を唱えたこと等を理由にして懲戒処分を行い、これに関して多数の訴訟が提起された。

5　その後、信徒団体Sが平成二年七月一七日に包括宗教法人Nを批判する発言をしたことを契機として、包括宗教法人N執行部と信徒団体Sとの対立が再燃激化し、包括宗教法人Nは、平成三年一一月二八日、信徒団体Sに対し破門通告を発した。このような措置に反対する住職六人が、平成四年二月二日、包括宗教法人Nからの離脱を決意し、その後、他の何人かの住職もこれに同調した。

このような動きの中で、被控訴人は、包括宗教法人Nの高僧であった父から信徒団体Sを大切にするようにと教えられたこと、信徒団体Sは、包括宗教法人Nの教義を広めるに当たって多大の貢献があり、今後とも必要な存在であると考えていること、控訴人の信徒の多数が信徒団体S会員であり、そのような信徒から包括宗教法人Nからの離脱を求められたことなどを考えて、D寺院規則を変更して包括宗教法人Nとの被包括関係を廃止し、包括宗教法人Nから離脱することを決意した。

6　ところで、控訴人の平成二年当時の責任役員は、いずれも信徒団体S会員である佐藤義雄ら三名であったが、これらの者の任期が平成二年一一月に満了したため、被控訴人は、同年一二月二〇日、包括宗教法人Nに対し、信徒団体S会員である信徒三名を後任者とすることについての承認願いを提出した。しかし、包括宗教法人N宗務院から、責任役員は法華講員（信徒団体S会員でない信徒）から選ぶようにいわれ、被控訴人が提出した承認願いは宗務院の方針に合致しないとの理由から、差し戻された。そこで、控訴人は、平成三年四月二日、やむなく、法華講員である横尾ら三名を責任役員に選任し、包括宗教法人Nの承認を得た。

このような経緯があったため、被控訴人は、横尾らは包括宗教法人Nとの被包括関係の廃止に賛成しないものと考え、平成四年一〇月一七日、包括宗教法人Nの代表役員の承認を受けることなく、横尾ら三名を責任役員から解任し、被包括関係の廃止に賛成の立場を採る今野ら三名を責任役員に選任した上、今野らと共に責任役員会を開催して、包括宗教法人Nとの被包括関係を廃止する旨の本件規則変更を行った。そして、被控訴人は、控訴人の代表役員として、包括宗教法人Nの代表役員をAとして同人あてに被包括関係廃止を通知する旨の同日付け書面を送付した。

なお、被控訴人と同様に包括宗教法人Nからの離脱

を企図した住職は、平成五年三月までに二五名いた。そのうち、本件と同様、寺院の建物の明渡請求訴訟を提起されたのは一六名であり、訴訟において、Aの血脈相承を否定する主張をしているのは被控訴人を含めて三名であり、その余の一三名は血脈相承否定の主張をしていない。

7　包括宗教法人Nは、被控訴人が包括宗教法人N代表役員の承認を受けずに横尾らを解任したことは、宗規二三六条三項、D寺院規則八条三項に違反し、今野らを選任したことは、宗制四三条二項、宗規二三五条、D寺院規則八条三項に違反し、また、本件規則変更は、今野らが責任役員でないから、D寺院規則三三条に違反し、無効であると考えた。そこで、包括宗教法人N宗務院は、被控訴人に対し、横尾らを違法に解任したことを糺すため、平成五年二月二六日付け書面、同年三月一二日付け書面、同年八月五日付け書面及び同年八月一六日付け書面により、四回にわたり出頭するよう召喚したが、被控訴人は、日程の都合がつかない等の理由から出頭しなかった。これを受けて、包括宗教法人Nは、被控訴人に対し、平成五年九月二四日付け書面をもって、右解任行為等を撤回し、非違を改めるよう訓戒したが、被控訴人は、従わなかった。そこで、包括宗教法人Nは、管長A名で、被控訴人は罷免事由である「本宗の法規に違反し、訓戒を受けても改めない者」（宗規二四七条九号）に該当するとの理由から、平成五年一〇月一五日付け宣告書をもって、被控訴人を控訴人の住職から罷免する旨の本件懲戒処分を行った。また、包括宗教法人N管長Aは、同日付けで梅屋を控訴人の住職に任命した。

8　梅屋を代表役員とする控訴人は、被控訴人は本件建物の占有権原を失ったとして本件建物の明渡しを求めたが、被控訴人は、本件懲戒処分の効力を争い、明渡しを拒んだため、控訴人は、被控訴人に対し、本件建物の明渡しを求める本訴を提起した。

二　法律上の争訟性

1　宗教団体における宗教上の教義、信仰に関する事項については、憲法上国の干渉からの自由が保障されている。これらの事項については、裁判所は、みだりに介入すべきではなく、審判権を有しない。したがって、宗教法人とその住職との間の建物明渡訴訟という具体的な権利義務に関する訴訟であっても、宗教団体内部でされた住職の懲戒処分等の効力が請求の当否を決する前提問題となっており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点であると共に、それが宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわっているため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなしにその効力の有無を判

断することができず、しかも、その判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠なものである場合には、右訴訟は、法律上の争訟に当たらないというべきである。以上は、蓮華寺事件に関する最高裁判所平成元年九月八日第二小法廷判決・民集四三巻八号八八九頁の判示するところであって、当裁判所の見解もこれと異ならない。

2　そこで、本件についてみると、寺院の建物を占有する住職を罷免する懲戒処分の効力が問題となっていることは、蓮華寺事件と共通している。しかしながら、蓮華寺事件とは、次の点で異なっている。

すなわち、被控訴人は、包括宗教法人Nからの離脱を求めているのであって、包括宗教法人N内に留まりながら懲戒処分の効力を争っているのではない。被控訴人の主張によれば、本件規則変更は適法にされた有効なものであり、したがって、控訴人と包括宗教法人Nとの包括関係は廃止されたから、その後にされた本件懲戒処分は、懲戒事由がないだけではなく、そもそも包括団体である包括宗教法人Nの管長には独立した宗教法人となった控訴人の住職である被控訴人に対する懲戒権がないというのである。

これを別言すれば、控訴人の主張するように本件規則変更が違法無効なものであれば、控訴人と包括宗教法人Nとの包括関係が今なお存続しており、被控訴人は、違法な行為をしたことを理由とする本件懲戒処分により、本件建物の占有権原を失う。これに対し、被控訴人の主張するように横尾らの解任、今野らの選任が有効であり、したがって、本件規則変更が適法有効なものであれば、控訴人と包括宗教法人Nとの包括関係は解消しており、被控訴人は、包括宗教法人Nとの被包括関係がない控訴人の住職として、控訴人が所有する本件建物の占有権原を有しているということになる。そして、この場合には、本件規則変更及びその前提行為である横尾らの解任、今野らの選任は適法であるから、懲戒事由もないことになる。

このように、本件訴訟の結論は、被控訴人が包括宗教法人Nから離脱するためにD寺院規則を変更しようとした過程において、被控訴人が包括宗教法人N代表役員の承認を受けずに横尾らを解任したこと及び被控訴人が包括宗教法人N代表役員の承認を受けずに今野らを責任役員に選任したことの評価にかかるのであり、被控訴人が控訴人の大多数の信徒の意向等を考慮して包括宗教法人Nからの離脱を決意し、これを実現すべくD寺院規則を変更するために横尾らを解任した本件の場合にも、包括宗教法人N代表役員の承認が必要かどうか、責任役員の解任事由に制限があるかどうか、

また、今野らの選任に包括宗教法人N代表役員の承認が必要かどうかによって決せられるものである。そして、これらの点は、いずれも宗教上の教義、信仰の内容とは無関係に、宗教法人法その他の法規の趣旨に照らして審理判断することができる。

以上のとおりであって、本件において懲戒処分の効力が問題となっていても、本件訴訟の本質的な争点は、包括関係の廃止を目的とする行為の評価と廃止の効力の有無にあり（懲戒事由の存否と廃止の効力とは、いわば盾の両面の関係にある。）、その判断は、Aが血脈相承を受けたか否かという宗教上の問題とは全く関係なく判断できるのである。

3　被控訴人は、Aは、前法主から血脈相承を受けていないから法主ではなく、したがって管長でもない、そうすると、本件懲戒処分は処分権限のない者によってされた無効なものである、この点を判断するには、結局、Aの血脈相承の有無を審理判断しなければならないから、本件訴訟は、法律上の争訟には該当しないと主張する。そして、懲戒処分をした者に処分権限がなければ、その懲戒処分が無効であることは被控訴人主張のとおりである。

しかし、前記一の事実によれば、被控訴人のいう血脈相承問題は、被控訴人が包括宗教法人Nからの離脱を決意した理由の一つにすぎない。そして、被控訴人が包括宗教法人Nから離脱しようと考えたことは、信教の自由の一態様であるから、被控訴人が包括宗教法人Nからの離脱を企図したことの当否や血脈相承問題に象徴される被控訴人のAに対する評価は、本件規則変更の効力を左右するものではない。

また、法主・管長が誰かの争いは、法主・管長を頂く宗派内部に留まる限りは、利害関係を失わない。しかし、本件の被控訴人のように宗派から離脱しようとする場合には、自己との関係がなくなる宗派の法主・管長が誰であるかについて、利害関係を認めることができない。

これらの点を考えると、Aの処分権限の有無、すなわち、Aの法主・管長の地位の有無は本件訴訟の本質的争点ではなく、この点に関する判断が本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠なものであるとは認められない。

なお、本件とほぼ同様の経過を辿って住職罷免の懲戒処分を受け、建物明渡訴訟を提起された者の多くは、Aが血脈相承を受けていない旨の主張をしておらず、血脈相承の問題は、形式的な争点にもなっていない（前記一6）。現に、本件と同様の背景を有する他のいくつかの訴訟においては、血脈相承の問題は争点と

ならず、本案判決がされている。

4　このようにAの法主・管長の地位の有無が本質的争点ではない場合、特に、被控訴人が控訴人と包括宗教法人Nとの包括関係を廃止し、今後は、包括宗教法人Nとは全く無関係に独立の宗教活動をしていこうとしている本件の場合には、裁判所としては、信教の自由の見地から、Aの法主・管長の地位については宗教団体である包括宗教法人Nが自律的に判断した結果を前提として、本質的争点である本件規則変更の効力（換言すれば、懲戒事由の有無）につき審理判断すべきである。そして、包括宗教法人N内部においては、Aを法主・管長と認め、これを前提として宗教上の儀式を挙行し、代表役員の登記もしているのであるから（前記一3）、本件訴訟においては、Aが包括宗教法人Nの管長であるとの前提に立って、審理判断すべきものである。なお、被控訴人自身も、本件規則変更直後に、Aが法主・管長の地位にあることを認めて同人あてに被包括関係廃止の通知書を送付しているところである（前記一6）。

5　以上のとおりであって、Aの法主・管長の地位の有無、すなわち、血脈相承の問題を理由として、本件が法律上の争訟に該当しない旨の被控訴人の主張は、採用することができない。

なお、蓮華寺事件に関する最高裁判所の前記判決は、前述の点で本件と異なるほか、住職の言説が包括宗教法人Nの本尊観及び血脈相承に関する教義、信仰を否定する異説であることを事由とする懲戒処分の効力が争われ、懲戒処分の効力を判断するについては、住職の言説が異説に当たるかどうかの判断が不可欠な事案に関するものであり、本件とは事案を異にするものである。また、いわゆる板まんだら事件に関する最高裁判所昭和五六年四月七日第三小法廷判決・民集三五巻三号四四三頁は、信徒団体Sが本尊としている板まんだらが本物かどうかの判断が不可欠な事案に関するものである。Aの代表役員及び管長の地位不存在確認訴訟に関する最高裁判所平成五年九月七日第三小法廷判決・民集四七巻七号四六六七頁は、Aの代表役員及び管長の地位の存否自体が訴訟物となっており、Aが血脈相承を受けて法主に就任したかどうかの判断が不可欠な事案に関する。小田原教会事件に関する最高裁判所平成五年一一月二五日第一小法廷判決・集民一七〇号四七五頁は、包括宗教法人N宗務院の中止命令に反して第五回全国檀徒大会を主催運営したことが「正当の理由なくして宗務院の命令に従わない者」に当たることを事由とする懲戒処分の効力が争われ、右「正当の理由」の有無を判断するには、宗教上の教義、信仰

の内容について一定の評価をすることを避けることができない事案に関する。以上のとおり、上記の最高裁判決は、いずれも本件とは事案を異にするものである。

6　被控訴人は、法規に違反し訓戒を受けても改めなかったとしても、これは、被控訴人の教義、信仰に基づく正当な理由によるものであり、この正当な理由の有無は、教義、信仰の内容に立ち入ることなしに判断することはできないと主張する。

しかし、被控訴人は、包括宗教法人Nから離脱するために本件懲戒処分の処分事由とされている行為をしたものであるが、D寺院規則を変更して包括宗教法人Nから離脱するには、その理由のいかんを問わず、宗教法人法その他の法規を守らなければならない。このことは、離脱の理由が被控訴人の宗教上の信念によるものであり、被控訴人からみて正当な理由があると考えるものであっても、変わりはない。被控訴人の右主張は、採用することができない。

7　被控訴人は、本件懲戒処分は、処分権限のない者による無効なものであるから、控訴人の住職は今でも被控訴人であり、また、Aには住職の任命権限がないから、梅屋は控訴人の代表者ではないと主張する。この主張は、要するに、Aが法主・管長でないことをいうに帰するものであるが、採用することができないことは、前記3で述べたとおりである。

三　結　論

そうすると、被控訴人の本案前の主張は、いずれも採用することができない。控訴人の本件訴えは、法律上の争訟に当たり、不適法なものではない。

したがって、本件の本質的争点ではない血脈相承の問題を理由として、本質的争点である本件規則変更の効力につき審理判断することなく、控訴人の訴えを却下した原判決は、失当として取消しを免れない。そこで、これを取消し、本件規則変更の効力について審理判断させるため、本件を地方裁判所に差し戻すこととする。

▼商法2　……青竹正一教授
末永敏和教授
吉本健一教授

以下の各問題について、平成一七年七月二六日公布の会社法（平成一七年法律第八六号）を前提に解答しなさい。

【第1問】

(1)　次の各文章の中で、正しいものの組み合わせはどれか。

a　会社法においては、会社が社団であることを明言する規定はない。

b　会社法は、株式会社の発起設立においては、払込取扱銀行等の保管証明制度を廃止したが、募集設立では維持している。

c　株式会社が自己株式を処分するときでも、市場売却による場合には、募集株式の発行の手続きを要しない。

d　すべての株式会社において、その取締役に与える賞与は、報酬等に含まれるから、定款に定めないときは株主総会の決議が必要である。

e　会社法では、どんな種類の会社でも、一人会社が設立の段階から認められる。

①　aとb　②　aとd　③　bとe　④　cとd　⑤　cとe

(2)

次の各文章の中で、正しいものの組み合わせはどれか。

a　その株式会社の発行する株式の一部について譲渡制限が付けられている会社は、もはや公開会社ではない。

b　剰余金の配当について内容の異なる株式（優先株）を発行する場合、その他の一般の株式（普通株）も種類株式といえる。

c　会社債権者たる銀行が有している株式会社に対する債権を、その会社が募集株式をする際に、現物出資する場合（デット・エクィティ・スワップ）、検査役の調査手続きは、原則として必要ない。

d　取締役会は、書面決議や書面報告が認められる以上、現実に開いて行う会議は、年に一度も開催する必要はない。

e　剰余金の配当を事業年度の途中で行う場合には、中間配当を除き、必ず臨時計算書類を作成しなければならない。

①　aとb　②　bとc　③　dとe　④　cとe　⑤　aとd

(3)

次の各文章の中で、誤っているものの組み合わせはどれか。

a　最高裁は、製鉄会社を代表して行った取締役の政党に対する政治献金について、定款所定の目的の範囲内の行為であるとし、金額が合理的である限り、善管注意義務・忠実義務にも違反しないと判示した。

b　最高裁は、取締役会における代表取締役の解任（解職）決議について、当該代表取締役が私心を去って会社に対し忠実に議決権を行使することは困難だから、特別利害関係を有する者に当たり、議決権を行使できないとした。

c　最高裁は、弁護士の資格を有する監査役が特定の訴訟事件について会社から委任を受けて訴訟代理人となることは、兼任禁止に当たると判示した。

d　最高裁は、新株（募集株式の）発行事項の公示を欠くことは、株主の発行差止の機会を失わせることになるので、株主割当を除き、例外なく無効事由となると判示した。

e　判例は、合併比率が不当であるとしても、合併承認

決議に反対した株主は会社に対し株式買取請求権を行使できるから、合併比率の不当または不公正自体は、合併無効原因にならないとした。

① aとc　② bとd　③ cとe　④ cとd　⑤ bとe

【第2問】

つぎの(1)〜(4)について、解答しなさい。

(1) Y会社は、発行済株式二〇、〇〇〇株の株券を発行しない株式会社であり、取締役会を設置していない。Y会社は、定款を変更して、発行する株式の全部についてその株式を譲渡により取得するにはY会社の承認を要する旨を定めることにし、株主総会を開催した。株主総会では、Y会社の使用人である株主に対する譲渡については会社が譲渡を承認した旨を定めようとした。このような定めは許されるか。

(2) 株主総会で例外を定めることなく定款変更の承認を得た後に、Y会社の株主名簿上の株主Aから株式を譲り受けたBは、株式取得の承認を会社に求めようとした。その場合、Bはどのような手続をとらなければならないか。

(3) Y会社は株主総会の決議により、Bの取得した株式を買い取る決定をした。決定後、Y会社はどのような手続をとらなければならないか。

(4) 株主Aは、Y会社の発行済株式の全部を所有していたAがBに一二、〇〇〇株を譲渡する際にY会社の株主総会の承認を得ていなかった。その後、Y会社の株主総会においてAが出席してCを取締役に選任する旨の決議がされ、その旨の登記がされた。そこで、Bは、自分に招集通知がされずに、Aだけが出席して開催されたCを取締役に選任する旨の株主総会決議は不存在であるとして、総会決議の不存在確認を求める訴えを提起した。この訴えは認められるか。

【第3問】

議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定に関する二つの判決A（最判昭和四三年一一月一日「株主総会決議無効確認請求事件」）およびB（神戸地判平成一二年三月二八日「損害賠償請求事件」）を読んで、以下の問に答えなさい。なお、判決に示された商法二三九条三項（判決A：平成二年改正前規定）および商法二三九条二項（判決B：平成二年改正後規定）は、会社法三一条一項に相当する。

(1) 上記のような定款規定がある場合に、その例外はどのような場合に認められるか述べなさい。

(2) 判決Aと判決Bを比較し、両判決の異同を箇条書きにしなさい。

(3) 会社が株主総会を招集するに際して、書面による議決権行使を認めることとし、その代わりに議決権の代理行使を認めないとすることは可能か、理由も述べなさい。

▼刑事訴訟法 ……中村雅臣教授

1　平成一八年一月一〇日午後一〇時五五分ころ、大阪府警察本部宛に、交通事故現場へ緊急出動した救急車の救急隊員から、「礫き逃げ事故の被害者甲を病院へ搬送中であるが、既に心停止の状態にある。」旨の一一〇番通報があり、捜査が開始された。

2　現場を実況見聞した警察官は、事故発生当時、同現場付近を犬の散歩中に事故の一部始終を目撃した乙の目撃供述や、事故現場付近に停車していた軽乗用自動車の運転者Bの供述、現場に遺留された車の破片等から、同現場で交通事故を起こしたのに、そのまま普通乗用自動車を運転して現場から逃走したAを割り出した上、業務上過失致死及び道路交通法違反（救護義務違反・報告義務違反）の逮捕状により、Aの自宅においてAを通常逮捕し、いずれも検察官に対して、被疑者Aについては身柄のまま逮捕状記載の罪名で送致し、被疑者Bについては業務上過失致死事件として在宅送致した。

3　両事件を受理した検察官Pは、Aの勾留を請求（認容された。）する等、全ての捜査を遂げた結果、実況見分調書、司法解剖鑑定書、解剖医の供述、目撃者乙や被疑者A、被疑者Bの各供述等の全証拠から、

①　被疑者Aは、普通乗用自動車を運転し、平成一八年一月一〇日午後一〇時三〇分ころ、大阪市内の幹線国道を走行中、考え事をしていたため前方注視が疎かになり、前方横断歩道の対面信号が赤を表示しているのに気づかず、漫然と進行したため、折から同横断歩道を青信号に従って歩行中の甲に自車前部を衝突させて、甲を同横断歩道から約一五メートル先の路上のほぼ中央に転倒させたが、誰かが甲を救助してくれるだろうと軽く考え、そのまま逃走しようと決意し、路上に倒れている甲を放置して走り去った。

②　その直後、A運転の車（以下「A車」という。）に続いて軽乗用自動車を運転して走行してきた被疑者Bは、眠気を催し、一瞬前方注視を怠ったため、同横断歩道の対面信号が赤を表示しているのに気づかず、同横断歩道を通過した直後、前方路上のほぼ中央に倒れている甲を発見し、急ブレーキを掛けたが間に合わず、自車右前輪で甲の身体を轢過した。

③　目撃者乙の一一九番通報により救急車が来た時には、甲は、路上の転倒地点において既に死亡していたが、死因は内臓破裂であった。

④　甲が、A車及びB運転の車（以下「B車」という。）以外の第三の自動車・二輪車等に衝突され、或いは轢過された形跡は全くない。

との事実を最終的に認定したが、甲の死因である内臓破

裂が、A車の衝突によるものか、B車の礫過によるものか、或いはA車の衝突とB車の礫過とがあいまって生じたものか、証拠上不明であった。

（問題）

(1) 検察官Pは、Aを起訴することとしたが、どのような処理（検察官Pの事実認定と判断を前提として、罪責、罪名・罰条とその理由）をすべきか（但し、道路交通法違反を除く。）。

(2) 検察官Pが、Aを業務上過失致死として起訴したところ、法廷における証拠調べの結果及び検察官Pによる補充捜査の結果、

Aは、甲の妻Cから、『夫甲に多額の生命保険を掛けているが、甲を自動車で礫き殺してくれたら、一、〇〇〇万円の報酬を出す。』旨、甲の殺害を依頼されてこれを引き受け、Cの手引きに従って、平成一八年一月一〇日の夜、Cが飲酒酩酊させて散歩に連れ出した甲を、大阪市内の幹線国道路肩に駐車した普通乗用自動車の運転席で待ち伏せた上、同日午後一〇時三〇分ころ、Cの合図を受けて同自動車を発進させ、殺意をもって同自動車を、横断道路上を歩行中の甲に衝突させた（その後の経緯や甲の死因等については、事実に一切の変更はない。）。

との事実が証拠上明らかになった。

検察官Pは、①Aについてはどのような措置を講じ、②Cについてはどのような処理（罪責、罪名・罰条とその理由）をすべきか。

(3) 警察官が、Aの自宅において、業務上過失致死及び道路交通法違反（救護義務違反・報告義務違反）の逮捕状によりAを通常逮捕した（捜索・差押令状は無い。）際、Aの自宅を捜索し、「交通事故に成功すれば、報酬として一、〇〇〇万円の支払いを約束する。」旨記載された平成一七年一二月一五日付けのCの署名・捺印のあるA宛の「念書」を発見し、押収していた（同「念書」は、検察官PがAを業務上過失致死として起訴した後に、一ヶ月遅れて検察官Pに追送致された。）ことから、検察官Pが、この「念書」を被告人Aの公判に提出し、被告人AがCと共謀していた事実を証明する証拠として請求したいと考えたが、①証拠収集手続き上、及び②証拠法（証拠能力）上、どのような問題があるか。

▼刑事訴訟法 ……水谷規男教授

第1問

以下の設例について、問いに答えなさい。

会社員であるAは、平成一七年一〇月三日午前七時ころ、出勤するために自宅前の駐車場に止めてあった自家用車に乗り込もうとしたところ、背後から警察官Pに声をかけられた。Pは、「先週の月曜日もこの車で出勤されましたか？」とA

に尋ね、Aがこれを認めたところ、Pは「ちょっと聞きたいことがあるので警察署まで同行願います」と告げた。Aは「じゃあ、車で後をついて行きます」と述べ、車に乗り込もうとしたが、Pは「それは困る、とにかくこっちの車に乗ってくれ」とAの腕をとって警察車両であるワゴン車に乗せ、警察署まで同行させた。同日七時三〇分ころ、警察署に着いたAは、そのまま警察署三階の取調室に連れて行かれ、Pともう一名の警察官から、九月二六日の夜の行動について尋ねられた。何のための質問かわからないAは、不安になり、「何の事件ですか?」と尋ねてみたが、Pは「あんたに答える必要はない」などと答え、かえって「何もやましいところがなければ、正直に答えればいい。うそをついても周囲の人に裏づけをとればすぐにばれる」と強圧的に供述を迫った。しかたなくAは、同日午前八時ころ、「その日は会社で夜八時ころまで残業し、一緒に残業していた同僚と会社近くの居酒屋で夕食がてらビール三本ほどを飲み、そのまま車に同僚を同乗させ、同僚を家まで送った後に帰宅しました」との供述をした。

一〇月三日午前一一時ころ、Aの妻は、買い物に出かけようと自宅を出たが、車で出勤したはずのAの自家用車が駐車場にあるのを不審に感じ、会社に連絡したところ、Aが出勤していないことが判明した。心配になったAの妻は、会社のAの上司とも相談のうえ、警察署にAが行方不明になった、との捜索願を出した。

一方取調べを受けていたAは、同日午前九時ころ、Pに対し「会社や自宅に連絡を入れさせてくれ」と要求したが、Pは「事情聴取を受けていることはこちらから連絡してやる」と述べただけで、結局何の連絡もしなかった。Aの取調べはその後も昼食、夕食をはさんで午後九時ころまで続き、同時刻ころAから「同僚の家を回って帰宅する途中、車の前を何か黒いものが横切るのが見え、その直後車に軽い衝撃を感じましたが、猫か犬だったんだろうと思って、確認もせず、そのまま自宅まで帰りました」との供述を得たPは、Aに対し業務上過失致死及び道路交通法違反（救護義務違反、報告義務違反）の嫌疑で逮捕状を請求し、翌一〇月四日午前〇時ころ逮捕状の発付を得た。しかし、Pはその逮捕状を直ちに執行せず、Aを警察署内の宿直室に泊まらせ、一〇月四日午前九時に、朝食を終えて取調べ室に連れてこられたAに逮捕状を示してAを逮捕した。

一〇月四日の取調べでは、Aは「九月二八日の朝出勤する際に自分の車の前バンパーの一部が大きく凹んでいることに気がついたので、同日午前、懇意にしていた自動車修理業者Bに電話連絡し、会社まで車を取りに来てもらったうえ、バンパーを取り替えました」と供述した。Pはこの供述から、事故の物証を確保する必要があると判断し、裁判官に「A方前に止めてあるAの自家用車」および「B方に保管されてい

るAの自家用車のバンパー」を差押物とする捜索差押令状を請求した。Pらは、同日午後、Aの妻らには何ら断ることなくA方前駐車場からAの車をレッカーで警察署まで運び、B方ではBに捜索差押令状を示してAの車のバンパーの所在を尋ねたが、Bがすでにスクラップ業者Cに渡したと述べたため、Aの車のバンパーの破損状況を尋ねただけで引き上げた。

一〇月五日午前、PらはCのスクラップ品置き場を訪ね、B方に対する捜索差押令状を示したうえで、CにBから引き取ったスクラップ品を見せて欲しいと依頼した。Cが「バンパーひとつぐらい勝手に探して持って行け」と述べたので、Pらは、スクラップ品の山の中からAの車のものと形状が一致し、Bが述べたとおりの凹みがあるバンパーを探し出し、Cに任意提出書への署名を求めて領置の手続をとったうえ、持ち帰った。

一〇月六日午前八時に検察庁に送致されたAは、検察官の取調べに対し、「事故を起こした、ひき逃げだと警察で責められたが、自分には事故を起こしたという認識はなく、バンパーを取り替えたのも、たまたま凹みを見つけ、駐車場内でぶつけられたのだろうと思い、相手がわからない以上自分で修理するしかないと思って替えたまでのことで、証拠隠滅のつもりはまったくなかった」と弁解した。しかし、検察官は、死亡事故であることとAが事故当時酒気帯びの状態であったことを重視し、一〇月七日午前八時、Aに対する勾留状の請求を行った。勾留質問でもAは、事故の認識がなかったことを裁判官に訴えたが、裁判官はAに対し、業務上過失致死、および道路交通法違反（酒気帯び運転、救護義務違反、報告義務違反）の被疑事実で勾留状を発付し、一〇月七日午前一〇時、警察の留置場を勾留の場所として勾留された。なお、Aの妻はこの勾留による勾留通知を受け取るまで警察からは何の連絡も受けていなかった。

一〇月一六日に上記事実で起訴されたAは、Aの妻が選任した弁護人に、「冷静になって考えてみると、事故現場は帰宅ルートには当たるけれども、当日そこを通った記憶もなく、事故を起こしたのは他の車ではないかと思う。当日酒を飲んでいたことは事実だが、それほど酔っていたわけでなく、人を礫いて気がつかないとは考えられない」と起訴事実を否認した。

問い

① 上記設例中に含まれる刑事訴訟法上の問題点を検討しなさい。

② あなたがAの弁護人であったとしたら、公判においていかなる争点を提起すべきか、そしてその際どのような証拠を検討すべきかを検討しなさい。

第2問

以下の設例について、問いに答えなさい。

平成一七年六月三〇日、午前八時、大阪府豊中市内に住む

Aから、自宅で現金とカード類を盗まれたとの通報があった。警察官P_1らは、A方に赴き、Aから事情を聴取した。Aの説明によると、同日朝起きてみると、A方一階居間が荒らされ、土足の足跡などがあったこと、書棚に置いてあった貴重品箱内の現金一〇〇万円、同じ書棚に入っていたカードホルダー入りのテレホンカード等の未使用のプリペイドカード約一〇〇枚がなくなっているとのことであった。P_1らは、Aに盗難届けの書類を提出させ、現場の足跡、指紋等の証拠の採取を試みた。その結果、犯人のものと思われるスニーカーの足跡が採取されたが、指紋についてはAの家人のものの他、対照可能な指紋は検出できなかった。

事件から約三ヶ月たった同年一〇月二日、豊中駅前でコイン、切手を扱う古物商を営むBから、プレミアのつくカード一〇枚を持ち込んだ不審な客があるとの通報があり、警察官P_2が同日Bの店を訪れて事情を聞いたところ、Bは大要次のように述べた。

その客は、一〇〇枚ほどのカードが入ったカードホルダーを持ち込んで、『子どもが集めていたものだが、もういらないというので処分したい。この中から値の張る物だけを引き取ってくれ』と言うので、私がいくらなら売るつもりがあるのかと尋ねたところ『カードの相場は分からん。一枚五〇〇〇円以上の物があればそれを売りたい』というので、私の方で特に珍しい一〇枚を選び出し、合計七万円で引き取った。その際に客が書いた売り渡し申込書があるので、それを任意提出し、買い取ったカードについても盗品ではないかと思うので警察にとりあえず預けておきたい。

P_2が同日夜にBから預かった売り渡し申込書に記載されたCのアパートを尋ねたところ、Cは在宅しており、P_2の質問に次のように答えた。

Bの店でテレホンカード一〇枚を売ったのは自分である。そのカードは七月はじめに市内の公園に遺棄されているのを拾ったものである。今どきテレホンカードが沢山あっても使い途がないと思い、しばらく放っていたが、友人Dからプレミアがついて何万円もする物があると聞いたので、高く売れると聞いたタレントの写真が入ったカードをBの店に持ち込んだ。自分は工事現場で日雇い仕事をしており、夏の間暑くて体がきついので仕事をほとんどしておらず、所持金が底をついてきていたところだったので、カードが意外に金になって助かった。

P_2は、Cの話とBの話が食い違うことに不審を持ち、Cに「カードホルダーを見せてもらえますか」と尋ねたが、Cがこれを拒否したので、不審感を強め、「ちょっと上がらせてもらうで」と告げて、Cの居宅内に入り、部屋の隅にそれらしいファイルを見つけたので、「これがそのカードホルダーか」とCに尋ねたところ、Cは渋々それを認めた。P_2は「盗品かどうかを確認する必要がある」とCに告げてホルダーの

各ページを開いて所携のカメラで撮影したが、それにはCは特段抵抗しなかった。

その後、カードホルダーとそこに入っていたカードがいずれもA宅にあった物であることがP2が撮影した写真等からAによって確認され、DもP2の事情聴取に対してCから「盗んだテレホンカードが沢山ある。どうやったら一番金になるか」と尋ねられたことがある、と供述したため、P2はCがA方に侵入した窃盗犯に間違いないと判断し、逮捕状を請求し、平成一七年一〇月一〇日、逮捕状により自宅にいたCを逮捕した。その際C宅からCのスニーカー三足、カードホルダー、Cの預金通帳等が押収された。

逮捕後の取調べで、Cは当初カードホルダーは公園で拾ったとの供述をしていたが、一〇月一二日になってP2に対し大要次のような自白をした。

平成一七年六月三〇日午前二時ころ家人が寝静まったA宅に施錠してなかった窓から侵入し、現金とカードホルダーを盗った。現金は夏の間仕事を休んでぶらぶらしている間に費消したが、カードは金にならないし、足がつくかもしれないと思い、処分しなかった。九月中旬になり、所持金が乏しくなってきたので、Dから聞いたプレミアカードを売って生活費の足しにしようと思い、Bのところに持ち込んだ。

Cはその後、勾留され、平成一七年一〇月三〇日に住居侵入、窃盗の事実で起訴された。第一回公判期日において、罪状認否の際にCは再び「Bに売ったテレホンカードは、カードホルダーごと公園で拾ったもので、A方には行ったこともないし、金も取ってはいない」と述べ、否認に転じた。Cの国選弁護人であるEも、Cの否認の意向を第一回公判期日前には知らされておらず、検察官請求証拠にすべて同意したうえで情状弁護を中心に弁護活動を行う準備をしていたため、Cの供述に驚いたが、とりあえず認否を保留としたうえで裁判所に対し、審理予定の変更を申し出た。裁判所もEの申し出を受け、一旦閉廷する旨を告げた。

問い

① 上記設例に含まれる刑事訴訟法上の問題点を検討しなさい。

② 上記設例の事件の公判手続において、設例のような事態の後どのような点が問題になると考えられるか、弁護人（E）の立場、検察官の立場の双方から指摘しなさい。

▼法曹倫理 ……南川博茂教授他4名

第1問 弁護士Xの「業務提携契約」に基づく行動について問う。（注）「業務提携契約」の骨子は下欄の通り。

弁護士Xは、生命保険を業としている甲生命保険株式会社と顧問契約を締結している。弁護士Xは、甲生命保険株式会社の保険代理店であるP株式会社から依頼者Zの紹介を受け、Zの代理人として遺産分割調停の申立を行った。なおZの相談内容は以下「Zの相談」のとおりである。ところで従来か

らXとPとの間では、以下のとおりの業務提携契約があり、今回のZの紹介も、当該業務提携契約に基づくものであった。弁護士Xは、従来よりPが依頼者から紹介料を取得しており、今回のZに関しても実費などとして一万円の紹介料を請求していることを知っていたが、そのような事実は放置したまま、Zの事件を処理している。

弁護士Xに関して問題となる弁護士法の条文及び弁護士職務基本規程を指摘し、これらに違反するか否かについて論じなさい。

「Zの相談」

先日私の父Qが死亡しました。相続人は長男の私Zと次男のRです。父の遺産として甲保険会社の生命保険があり、死亡保険金額は二〇〇〇万円と聞いていました。この生命保険はP株式会社経由で加入したものです。

ところが、以前Qに聞いたときには、死亡保険金の受取人は指定していないと言っていたのですが、生命保険証券の死亡保険金受取人欄にRの記載があったということで、死亡保険金はすでに全額Rに払われてしまっているのです。P株式会社に行って、保険証券を見せてもらったところ筆跡は父のものではありません。死亡保険金は父Qの相続財産として分割されるべきです。

業務提携契約

第1条（目的）本契約は、XとPが業務提携し、Pが法的紛争の処理や法的助言を求めている顧客をXに紹介し、Xがその業務の遂行に当たって知り得た当該顧客に関する資産情報をPに提供することを目的とする。

第2条（報酬）Pは、Xの情報に基づいて新規の生命保険契約の獲得や金融商品の購入が実現したときは、得られた手数料収入の一〇％をXに支払うものとする。

第3条（情報開示）XがPに対して、当該顧客の財産情報を開示することについては、あらかじめPにおいて当該顧客の承諾を得るものとする。

第4条（利害調整）①Pが複数の当事者、例えば共同相続人を紹介する場合は、Pにおいて複数当事者の承諾を得るものとする。②Pが紹介した顧客が、甲に対する保険金請求権を有している場合あるいは保険金請求権を有する可能性がある場合は、Pにおいて当該顧客の承諾を得た上で、Xにおいて事件処理するものとする。

第5条（広告費）①本業務提携契約において、広告費用はPの負担とし、Pの責任でこれを発行する。②広告内容は、「超一流企業の顧問弁護士が、誰よりも迅速に、誰よりも丁重に」を強調して実施するものとする。

以下省略

第2問　弁護人弁護士Yの2ツの事案において取るべき行動について問う。（注）大阪府条例の該当部分は下欄の通り。

次の各事案における弁護人Yの行動について、弁護士職務

基本規程が定める各種義務の内容を明らかにし、それらの義務に照らして、どのような行動を取るべきかを論じなさい。

(1) 被疑者Aは、会社員で、出勤途上の午前八時ころ京阪淀屋橋行き区間急行の車内で痴漢行為をしたとして、大阪府条例（下記参照）第六条一号違反で逮捕された。その日の午後、当番弁護士として接見した弁護士Yに次のように話した。

「私は何もしていません。天地神明に誓って無罪です。ギュウギュウ詰めの車内で、大学生風の背の低い女の子にいきなり『痴漢！』って言われて、左手を掴まれ、北浜駅のホームに引っ張り出されて、警察へ行こうって言われました。でも、自分は何もしてないし、事情を話せば分かってもらえると思い、駅長室まで一緒に行きました。すると、被害者の女の子とは引き離されるし、周りにいた駅員は私の弁解を全く聞いてくれません。五分も経たない内に、警察署に連れて行かれて、いきなり逮捕されてしまいました。」

「冤罪を晴らしたい気持ちはあるのですが、先ほど、取り調べの刑事が言ってました。痴漢をしたと認め、被害者と示談すれば、罰金で済むそうですね。私、罰金を払います。被害者と示談してください。妻には頼みにくいので、岡山市に住んでいる親父に話をして、三〇万円都合つけてもらえませんか。親父には、ここを出たら直ぐお金を返すからって説明して下さい。会社では、明後日、重要な取引があって、私がいないとその取引ができず、会社に大きな迷惑をかけることになってしまうのです。」

(2) 被告人Bは、深夜、友人Sと車でドライブ中、飲酒のうえ、人身事故を起こし、被害者に左大腿骨骨折、全治三ヶ月の重傷を負わせたとして、業務上過失傷害の罪で起訴された（危険運転致死傷罪は検討しなくてもよい）。国選弁護人に選任された弁護士Yに次のように話した。

「実は私、身代わりなんです。あの日運転してたのは、友人のSなのです。Sはあの日かなりお酒を飲んでいたし、長距離トラックの運転手をしていて、家には一歳になる子どもがいる上に、奥さん二人目の子どもを妊娠中なのです。もし、Sがこの罪に問われて、実刑判決でも受けたら、Sの奥さんや子どもたちは生活できなくなってしまいます。私は独り身だし、前科もないし。執行猶予つくでしょう。」

「ただ、最後の取り調べの時、刑事さんが言っていたのですが、Sは半年前、居酒屋で友人と酒を飲んでいたとき、店にいた他の客との喧嘩に巻き込まれたようで、その件で、いま、大阪市内の曾根崎警察署で調

べを受けているそうなのです。Sは酒好きですが、自ら暴力を振るうような人間では絶対にありません。Sに接見して、いいアドバイスをしてやってくれませんか。ついでに、この交通事故の件は俺に任せとけって、伝えて下さい。」

参照条文

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

（卑わいな行為の禁止）

第六条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物において、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れること。

（罰則）

第十一条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二条の規定に違反した者

二　第六条の規定に違反した者

第3問　7ツの小問において、その正誤を問う。ただし、小問⑦については、正しいものがあるか、あるとすれば幾つか、そして、何れかを問う。

小問①～⑥は正誤、また⑦は正しいものの有無等を問う。

小問①　国選弁護人が被告人から要請を受け、被害弁償の交渉を行い、被害者との間で損害賠償に関して合意が成立した。損害賠償に関する交渉は、民事上の債務減額並びに弁済に関するものであるから、国選弁護活動とは別個のものと評価し、被告人に対し国選弁護人としての報酬以外に別途弁護士報酬を請求することができる。

小問②　弁護士が建物明渡訴訟提起の相談を受けたところ、建物所有者は相談者の母親であることが判明したので、相談者に対して相談者の母親からの委任を受けることが必要であるとの説明をした。後日、当該母親の実印が押捺され、同人の印鑑証明書が添付された委任状が弁護士宛に郵送されてきたが、署名部分は相談に来ていた息子が代筆した可能性があった。弁護士はさらに母親の意思確認を行う必要性はない。

小問③　弁護士が所属弁護士会の調査・研究活動のため他県の弁護士会の会合に出席することになったが、当該弁護士は泥酔した上でその会合に出席し、酔余、不規則発言を繰り返し、会合を主催している弁護士会の責任者から制止されたにもかかわらず不規則発言を繰り返し、その会合の進行が著しく妨げられた。当該弁護士は、弁護士法第五六条に基づく懲戒を受けることもある。

小問④　訴訟の目的の価額が五五万円である事実を受任する場合において、弁護士が事前に十分な説明をして、報

酬総額を七〇万円とする報酬契約を書面を以て取り交わせば、懲戒されることはない。

小問⑤　弁護士の職務の本質として、国家権力や依頼者から独立し、自由であることだと言われているが、組織内弁護士については、労働契約上の業務命令に服する必要があるから、弁護士としての自由と独立は当然に制限を受ける。

小問⑥　二〇〇六年一月初めに「二か月の業務停止」の処分を受けたが、受任していた民事事件の次回期日は、三月下旬と受訴裁判所から指定されていた。業務停止処分明けの三月下旬に当該期日に出頭し、訴訟代理人として行動することには支障がないので、敢えて依頼者本人に連絡する必要はない。ただ、官報公告を見た依頼者から委任契約の解除を申し出でられたときは、この限りではない。

小問⑦　次のうち正しいものはあるか。あるとすれば幾つか。そして、それ（ら）はいずれか。

(i)　弁護士の懲戒を求めるには、対象となる非行の事実と懲戒請求者との関係が問題となる。

(ii)　懲戒処分を受けた弁護士は、弁護士自治の故に、その結論を甘受する外なく、所属弁護士会の処分に対する不服申立の方法はない。

(iii)　所属弁護士会の懲戒委員会が審査の結果、対象弁護士について懲戒しないと議決し、懲戒請求者がこれを不服として異議申立をしたときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会が審査をすることになる。

(iv)　所属弁護士会の綱紀委員会が調査の結果、対象弁護士について懲戒の事由がないと議決し、懲戒請求者がこれを不服としたときは、日本弁護士連合会の綱紀審査会に綱紀審査を求めることができる。

(v)　弁護士法人も懲戒の処分を受けることがあるが、その主たる事務所の所在する弁護士会ができる処分とその従たる事務所の所在する地域の弁護士会ができる処分とには違いがある。

▼裁判実務基礎（刑事）　……水谷規男教授他9名

レポート試験

▼公法5　……松井茂記教授
松本和彦教授

〔第一問〕以下の文章を読み、添付の法律・通達（酒税法条文抜粋、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達は省略）を参考にして、下記の三つの問いに答えなさい。

A商店が一般酒類小売業免許を取得するため、所轄の税務署長に対して酒税法九条に基づき免許申請をしたところ、税務署長が、A商店は開業資金不足であり、また酒類の仕入れ先も十分に確保しておらず、販売設備も粗末でおよそ店舗としての体をなしていないから酒税法一〇条一〇号に

いう「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当すると言って、A商店の申請を拒否する処分を行った。

B商店は数年前に一般酒類小売業免許を取得し、それ以来ずっと酒類販売業を営んでいたが、最近、B商店の真向かいに同業のC商店が一般酒類小売業免許を取得して店舗を構える予定であることを知った。C商店の開業は「酒類の需給の均衡」を崩すものだから、酒税法一〇条一一号に反すると考えたB商店は、C商店に免許を交付した税務署長にその旨を訴えたが、税務署長は、国税庁長官から出された「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」に従って酒税法一〇条一一号を解釈する限り、C商店の免許申請は認容せざるを得ないという。ちなみに同通達には、かつて、販売店舗間に一定の距離を置くよう要求する「距離基準」と、一定地域内で一定の人口に一つの免許を割り当てる「人口基準」の二つの規制基準が定められていた。しかし現在ではどちらの基準も削除されている。

〔問1〕 A商店が拒否処分の取消しを求める訴えを提起し、処分によって自己の営業の自由が侵害されたという主張をしたとする。この場合、国の側はどのような法律論でもって反論すればよいのだろうか。

〔問2〕 B商店にはC商店の免許処分の取消しを求める原告適格はあるのだろうか。

〔問3〕 仮にB商店にC商店の免許処分の取消しを求める原告適格があるとして、裁判所において実際に処分を取り消してもらうために、B商店の側はいかなる法律論を展開しなければならないのだろうか。

〔第二問〕 以下の事案を読み、下記の二つの問いに答えなさい。

〔事案〕

本件は、大韓民国の国籍を有し、日本に居住する在日外国人（いわゆる在日コリアン）である原告らが、国民年金法の制定に際し国籍要件を設けて同年金の被保険者から原告らを除外した立法行為、及び同法の改正過程で国籍要件を削除した際に原告らに対し何らの救済措置をとらなかった立法不作為が、憲法一四条一項に反し違法である旨主張して、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき、慰謝料の支払を求めた事案である。

(1) ア 国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）は、それまで年金制度の対象とされていなかった農業者、自営業者等を対象とした公的年金制度を創設する法律として、昭和三四年四月一六日に公付され、同年一一月一日に施行された（その後、数次の改正が行われているが、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和五六年法律第八六号）による改正前のものを、以下「旧法」という）。同法律は、厚生年金制度、各共済年金制度と共に、いわゆ

る「国民皆年金制度」の確立を図るものである。

イ　国民年金は、老齢、障害または死亡という給付事由に関して必要な給付を行う社会保険制度であり、日本国内に住所を有する二〇歳以上六〇歳未満の日本国民が原則として被保険者とされ（旧法七条一項）、被保険者が保険料を納付し（旧法八八条）、それを主な財源として拠出するという拠出制を基本とするものである。

旧法による給付は、老齢年金等（旧法一五条一号）、障害年金（同法二号）及び母子年金等（同法三号）であり、各号の年金について福祉年金（老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金等）が定められた。本件で問題となるのは老齢年金及び老齢福祉年金である。

ウ　老齢年金は、保険料納付済期間が二五年以上である者（旧法二六条一号）または保険料納付済期間が一〇年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二五年以上である者（同条二号）が六五歳に達したときに支給されることとされた。保険料の納付は、昭和三六年四月一日から開始されたが、このように原則として二五年以上の保険料納付済期間が支給要件とされたことから、昭和三六年四月一日現在で三五歳を超える者は国民年金に加入しても六〇歳までに二五年間という支給要件を満たすことができないことになるなどのため、昭和三六年四月一日現在において三一歳を超え、五〇歳を超えない者について、二五年という保険料納付済期間等の要件が緩和された（旧法七六条）。

一方、老齢福祉年金に関しては、昭和三六年四月一日現在において五〇歳を超える者を強制加入の被保険者とせず、七〇歳に達したときに老齢福祉年金が支給されることとされ（旧法七四条、八〇条）、また、四五歳を超え五〇歳を超えない者には支給要件（拠出要件）が緩和された上、七〇歳に達したとき老齢福祉年金が支給されることとされた（昭和三七年法律第九二号による改正後の旧法七九条の二）。これらの福祉年金は、国庫の負担で無拠出制の年金を給付するというものであるが、前者のように、制度の発足前に給付事由が生じていた場合に支給される福祉年金を、経過的に発生するものとして経過的老齢福祉年金といい、後者のように、拠出年金における拠出要件を緩和して支給する福祉年金を、拠出制を補完するものとして補完的老齢福祉年金という。

エ　旧法七条一項は、前記のとおり、国民年金の被保険者の資格について、「日本国内に住所を有する二〇歳以上六〇歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。」と定め、日本国籍を有しない者を除外していた（以下、旧法七条一項を「国籍条項」、その内容を「国籍要件」という。）。また、補完的老齢福祉年金の支給要件を定めた旧法五三条一項（昭和三七年法律第九二号に

よる改正後の旧法七九条の二）は、そのただし書で「その者が七〇歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りではない。」と定め、老齢福祉年金についても、日本国籍を有しない者を除外していた。

(2) 難民の地位に関する条約（昭和五六年一〇月一五日条約第二一号、以下「難民条約」という。）を批准したことに伴い制定された難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和五六年法律第八六号。昭和五六年六月一二日公布、昭和五七年一月一日施行。以下「整備法」という。）により、旧法七条一項中「日本国民」の文言は「者」に改められた。これにより、国民年金制度における拠出制年金の被保険者資格につき、国籍要件が撤廃された。また、福祉年金についても、同様に国籍要件は撤廃された。

しかし、整備法附則四項にあるとおり、同法の効果は同法の施行日（昭和五七年一月一日）以後の期間についてのみ生じ、従前国籍条項により国民年金の被保険者とされなかった者に対し、遡及して整備法を適用するなどの何らかの救済措置が講じられることはなかった。また、整備法附則五項では、福祉年金について、「この法律による改正前の国民年金法による福祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給権が消滅する事由であって、施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失権については、なお従前の例による。」とされた。

(3) ア その後、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号、以下「新法」という。）により、従来、被用者を対象とした被用者年金（厚生年金・共済年金）と国民年金に分立していた年金制度が改められ、国民年金の適用を全国民に拡大するとともに、全国民共通の基礎年金を国民年金から支給し、その上に被用者年金を上乗せするといういわゆる「二階建て」の体系に再編、統一され、老齢年金等は老齢基礎年金と改められた（新法一五条）。

イ 老齢基礎年金は、二〇歳から六〇歳未満の者を被保険者とし、保険料納付済期間と保険料免除期間との合算期間が二五年以上の者に対し、六五歳から支給されるところ（新法二六条）、改正後に国民年金制度へ強制加入とされた者（たとえばサラリーマンの妻ら）については、老齢基礎年金の支給要件である二五年を満たすことのできない者が生じ得ることとなった。そのため、新法は、こうした者の救済のための経過措置として、それまでの任意加入期間を合算対象期間としてその被保険者期間に合算する方式をとった。また、旧法七条の国籍条項により国民年金の被保険者とならなかった期間も合算対

象期間に算入された（新法附則八条五項一〇号）。ただ、このように合算対象期間への算入が認められたものの、支給額の算定においては現実に納付した期間によることとされた。

ウ　同法は、昭和六一年四月一日から施行されたが、その施行日において六〇歳以上の者は新法の適用を受けず、新法による改正前の国民年金法が引き続き適用された（新法附則三一条）。また、新法施行日前に発生した年金給付については、同法附則三二条一項において、「旧国民年金法による年金たる給付（中略）については、（中略）なお従前の例による。」とされ、整備法制定時同様、補完措置ないし経過措置は講じられなかった。したがって、施行日において六〇歳以上の者で、従前国籍要件のため老齢年金ないし老齢福祉年金が支給されなかった者については、新法の老齢基礎年金のみならず、新法前の老齢年金、老齢福祉年金も支給されなかった。

(4)　原告らは、それぞれ、旧法施行当時、旧法七条一項の国籍条項によって、国民年金制度の被保険者の資格要件を充たさず、国民年金に加入することができなかった。整備法により国籍条項が撤廃された後も、原告らは、整備法施行日である昭和五七年一月一日当時、二〇歳以上六〇歳未満という被保険者の資格要件を充たさなかったために、国民年金に加入することができなかった。また、新法施行当時、原告らはいずれも六〇歳を超えていたために被保険者とはならず、引き続き、年金給付を受けることができなかった。

〔問1〕　整備法附則五項が老齢福祉年金の支給につき遡及して適用しないとするなど、同法において原告らに対し何らの救済措置も設けなかったこと、及び新法において在日コリアンに対し無拠出制の年金支出を認めるなどの救済措置を講じなかったことは、憲法一四条一項に違反するか。

〔問2〕　上記の問いに対して憲法一四条一項違反の回答が与えられたと仮定する。その場合、整備法附則五項及び新法に関する国会議員の立法行為、または国籍要件撤廃後に原告らに対し何ら救済措置を講じなかった立法不作為は、国家賠償法上違法であるといえるか。

▼地方自治法　……村上武則教授

以下の二問のうち一問を選択して解答せよ。

【問題1】

以下の事実関係を読み、設問に答えよ。

X市では、パチンコ店の建設計画に対する地域住民の反対運動を契機に、「X市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」（以下では本件条例という）を制定していた。同条例によれば、パチンコ店等の

建物を建築しようとする者は、市長の同意を要し（三条）、市長は、施設の位置が市街化調整区域であるとき及び商業地域以外の用途地域であるときは同意をしないとされ（四条）、同意なく建築を進めようとする者に対して、市長は、建築の中止、原状回復その他必要な措置を講じるよう命じることができる（八条）と規定されていた（ただし義務違反に対する罰則の規定はなかった）。

さてYは、市内でパチンコ店を営むことを計画し、本件条例三条に基づき、市長に建築の同意を申請したが、市長は、建築予定地が都市計画法上の準工業地域に属することから、同意を拒否した。Yは、同意を得られないまま、X市の建築主事に建築確認の申請を行ったところ、建築主事は同意書の添付がないことを理由に受理を拒否したため、Yは、X市の建築審査会に審査請求を行い、審査請求を認容する裁決を得て、建築主事から建築確認を受けた。そこでYはパチンコ店の建築工事に着手したので、市長は、Yに対して、条例八条に基づき、建築中止命令を発したが、Yが建築工事を続行しようとしたため、Xは、Yを被告として、建築工事の続行禁止を求める訴訟を提起したい。

なお、本件条例は、いちおう適法であることを前提に考察してみよう。

【設問1】 市長の中止命令に従わない場合、Xは義務履行確保手段として、行政上の強制執行の手段としての直接強制を適用できるのだろうか。さらに原状回復を命令したけれども、その義務を履行しない場合、行政代執行法に基づいて代執行を適用できるだろうか。

【設問2】 専ら行政権により課せられた義務の履行を求める訴訟として、司法上の執行を求める訴訟は、可能なのだろうか。この問題に関して、最高裁判決（平成一四年七月九日）はどのように考察しているのだろうか。裁判所法三条の「法律上の争訟」の意義に関する最高裁の定式にふれながら検討してみよう。

この場合、防衛施設に関する自治体の情報公開決定に対する国の側からの取消訴訟提起事件（最判平成一三年七月一三日）および板まんだら本尊訴訟事件（最判昭和五六年四月七日）の最高裁判決にふれながら論じてみたい。

【設問3】 前述の【設問2】に関し、もし上記最高裁判決（平成一四年七月九日）がある限り、司法上の執行を求める訴訟はおよそ不可能になったのであろうか。この最高裁判決にはどのような問題点があるのだろうか。そして、新たな理論を提起して、司法上の執行を求める訴訟を可能にするためには、どのような理論構成が考えられるだろうか。

【問題2】

X市は、地方税法に基づき、法定外普通税として、勝馬投

票権発売税条例を制定した。さて、同法六六九条によれば、「市町村は、市町村法定外普通税の新設又は変更（市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない」と規定されているので、X市は総務大臣Yに協議を求めて同意を得ようとしたが、Yは、同意しなかった。

そのため、X市は、国地方係争処理委員会に対し、Yを相手方として審査の申出をしたい。ところが地方自治法二五〇条の一三によれば、第一項、第二項および第三項によるルートがある。以下に掲げる地方自治法および地方税法の関連条文（省略）を参照しながら、次の設問に答えなさい。

【設問1】 この事例において、同条第一項および第三項のどちらによるべきだろうか。X市としては、どのように考えるべきだろうか。この場合、第一項によるのと第三項によるのとで、どのような違いがあるのだろうか。

【設問2】 もしX市が、総務大臣Yの同意がないにもかかわらず課税した場合、当該課税処分は無効になるのだろうか。

【設問3】 他方、総務大臣Yの不同意に対して、X市は、国地方係争処理委員会に審査を申し出ることなく、いきなり地方裁判所に対して当該不同意処分の取消訴訟を提起できるのだろうか。

▼民法6 ……吉田光碩教授

最高裁判例（最二判平成一八年一月一三日）を読んで、

1 判示事項を簡略に要約しなさい。

2 これまでの判例の流れとの関係で、この判例について自分なりの評釈をしなさい。

▼民法7 ……小杉茂雄教授

平常点

▼商法3 ……山下眞弘教授

レポート試験

(1) 手形・株券と借用証書・預金証書とは、具体的にどの点に違いがあるか。共通点はないか。前者の証券に共通する特質は何か。

(2) 株券について、交付時説（手形学説の交付契約説に相当）をとった上で、「権利外観理論」を付加して取得者保護を図ることはできるか。株券の作成時に株券としての効力が発生すると解するのは妥当であろうか。

(3) 支払を拒絶する以下の各場合について、転得者も視野に入れて比較しなさい。

①自己の署名が偽造されたことを理由に支払拒絶する場合、②Aが、Bから手形を盗取したCに対して、それを理由に支払拒絶する場合、③AB間の原因関係に取消事由があるため、AがBに支払拒絶する場合。

(4) 手形を受け戻さずに支払った場合に、どのような法律問題が生じるか。

(5) 小切手の時効期間が過ぎてしまった場合に、売掛代金債権はどうなるか。

▼商法4 ……山下典孝助教授

レポート試験

Aは、Y生命保険相互会社との間で、被保険者をA、保険金受取人をAの妻X_1、AX_1間の子X_2、X_3、死亡保険金三〇〇〇万円、災害割増保険金三〇〇〇万円とする生命保険契約を平成一六年一月一二日に締結した。契約成立前に、既に告知及び第一回保険料相当額の支払いはなされており、責任開始日は平成一六年一月六日となっていた。当該生命保険契約の告知書には、過去五年間入院や投薬治療を受けていた場合には、その内容等を記載する旨の記載欄があった。Aは、雑貨商を事業とする資本金一〇〇〇万円のZ株式会社の代表取締役社長であったが、二年前より自己の会社の経営等に悩み、うつ病の投薬治療を受けていたが、そのことを告知しないで、当該生命保険契約に加入をした。当該生命保険契約に係る普通保険約款では、責任開始期後二年を経過した後は、告知義務違反を問えない旨規定されていた。さらに、責任開始期後二年以内の自殺については死亡保険金を支払わない旨規定されていた。これに対して、災害割増特約に係る約款では、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて一八〇日以内に死亡したとき、または責任開始期以後に発生した特定の感染症を直接の原因として死亡したとき、を支払要件として規定していた。

平成一八年一月七日より連休を利用して、スキーに出かけるといって一人で甲スキー場に車で出かけた。一月七日・八日は宿泊先のホテルからAより、スキーを楽しんでいる旨の電話が、家族にあった。ところが、帰宅予定の、九日夕方になってもAから何らの連絡もないので、不安に思った家族は、警察にAの捜索願を出した。同月一〇日、Aはスキー場から離れた山里付近の崖よりA保有の車と共に墜落し、死亡しているのが発見された。その付近は地元の者も冬になると殆ど近づかないような場所であるが、自動車が通る道は舗装されていたため、道に迷う旅行客が年に数名いるところではあった。

X_1、X_2、及びX_3は、Y会社に対し死亡保険金三〇〇〇万円及び災害割増保険金三〇〇〇万円の合計六〇〇〇万円の保険金等を請求した。

これに対して、Y会社は以下の理由から保険金の支払いを拒否した。①うつ病による通院歴を隠して、保険契約に加入したものであり、その事実を知っていたならば、当社の基準としては加入を拒絶したものである。そして、Aの行為は、詐欺によるものであり当該保険契約は無効となる。②Aは加

入時に会社の経営状況は好転しており、年収も一千万円近いとの申告を行ったが、実際は会社の経営状況は好転するどころか、毎年赤字で、その負債額は二億円近く、Aが死亡することによって、当社以外に加入していた他社の保険契約も含めた保険金総額は三億円に近いものであり、Aの年収から考えて、毎月高額の保険料を支払続けるのは、不自然である。そのような事情を知っておれば、当社は当該保険を引き受けることはなかった。Aの行為は詐欺に該当する。③Aは甲スキー場には毎年休暇を利用して訪れており、道に迷うようなことは経験則上考え難い。またAの自動車にはカーナビが登載されており、事故の起きた場所に向かうことも考えにくく、かつ当日は天候にも恵まれていたので、Aが道に迷い誤って事故を起こしたと考えることは困難である。Aは多額の借金を保険金で返済することを主目的として、自動車を危険地帯まで運転して事故を引き起こし、自殺したものと考えることができ、商法六八〇条一項一号により、保険金の支払いを免れることになる。④Aは、多額の保険金を詐取する目的で、保険事故を起こしたものであり、公序良俗に反し保険契約は無効となるものである。

上記の事実関係に基づき、以下の設問に答えなさい。

(1) X_1、X_2及びX_3から、Y会社に対する保険金請求訴訟を受けた弁護士のあなたは、Y会社の上記の各主張に対して、どのような反論を理論的に展開できるか検討しなさい。

(2) (1)での原告X_1、X_2及びX_3の訴訟代理人としての主張及び被告Y会社の主張をそれぞれ検討し、あなたが裁判官だった場合、原告の保険金請求は認められるか検討しなさい。

▼民事回収法2 ……藤本利一助教授他5名

【別紙資料（非公開）】を読み、以下の問題すべてに答えなさい。

Ⅰ-1 以下、［設例1］を前提とする。破産管財人Xは、A社による代物弁済を否認することができるか。かりに、この代物弁済が、一月初旬になされていたら、否認は可能か。

Ⅰ-2 ［設例1］で、一月初旬になされていたこの代物弁済が否認されたとして、Xは、D社に対してどのような請求が可能となるか。

Ⅰ-3 A社が破産手続ではなく、民事再生手続の申立てを選択していたとすれば、否認権行使のありようは変わるといえるか。

Ⅱ ［設例2］を前提とする。この設例で、G社に対してなされた五、〇〇〇万円の弁済は否認の対象となり得るか。

▼刑事法律文書作成 ……鈴木眞理子講師

配布された資料（事件記録）に基づき、以下の質問に答え

よ。

1　第二回公判期日において、弁護人は、過剰防衛の主張を行なっている。

(1)　過剰防衛の成立要件を示した上で、本件ではいかなる要件が問題となるかを指摘せよ。

(2)　検察官は、過剰防衛の成立を否定するために、どのような立証を行なっているか。具体的な証拠関係を挙げて述べよ。

(3)　弁護人は、過剰防衛の成立を主張するために、どのような立証を行なっているか。具体的な証拠関係を挙げて述べよ。

(4)　あなたがこの事件の公判審理を担当する裁判官だとして、本件の各立証結果を踏まえ、過剰防衛の成否に関し、いかなる判断を行なうか。判断の根拠となる具体的な事実関係を示しつつ述べよ。

2　仮に、本件で被告人が犯行態様を争い、捜査段階で行なった再現は自己の記憶に反するものであると主張したため、弁護人が、検察官請求書証のうち、甲四号証の実況見分調書を不同意にした場合、検察官としては、甲四号証が証拠採用されるために、いかなる立証を行なう必要があるか。

▼法理学　……中山竜一教授

レポート試験

▼比較法史　……三阪佳弘教授

レポート試験

▼国際法2　……黒澤満教授

レポート試験

国際法に関する重要課題について。

▼国際私法2　……野村美明教授

講義ノートの設例および判例に関する以下の設問について、事案が現在国会で審議中の新しい国際私法のもとで生じたものとして解答しなさい。ただし、可能な場合には現行法例との比較を必ず行うこと。新しい国際私法については、国際私法の現代化に関する要綱案または法の適用に関する通則法案を参照すること。

第1問

1　設例7－2カリフォルニア自動車事故事件で適用されるべき準拠法はなにか。

2　判例7－1スキーツアー事件が新しい国際私法のもとで生じたとすれば、裁判所はどのような判決を書くだろうか。

3　設例7－2と判例7－1で準拠法が異なるとすれば、その理由はなにか。

第2問　新しい国際私法は、判例2－1リングリング社仲裁事件判決に影響するか。

第3問　設例2－4消費者契約で、そもそも消費者Xは日

本で事業者Yを訴えることができるのか。

第4問　日本企業Yの従業員X（Yの本社で採用）は、中東にあるG国のYの石油掘削施設で働いている。XY間の労働契約の準拠法はどこの国の法か。

▼知的財産法2　……茶園成樹教授

俳人甲は、W湖を見て、その雄大さに感動した。そして、W湖をテーマとした俳句Aを考えつき、これを手元にあった原稿用紙に書きとめた（以下、このAが書かれた原稿用紙をBという。）。その後、甲が創作した俳句を集めた句集Cが発行され、そこに収録されたAは優れた俳句として人気を博した。甲は、Cの発行に尽力してくれた乙に対する感謝を示すために、乙に対して、Bを贈与した。

Aが著作物であり、Aについての著作権は甲が有するとして、以下の問いに答えよ。なお、丙、丁及び戊は、それぞれの行為について甲の承諾を得ていないものとする。

(1)　W湖のある丙市は、Aをきっかけに W湖に関心を抱いた観光客が少なくないことから、乙からBを購入し、これをW湖畔の市民公園内に建設された市立美術館において展示した。また、BにAを書いた甲の筆跡をそのまま彫りつけた句碑Dを製作し、これを市民公園に設置した。さらに、Dをアップで撮影し、そこに彫りつけられたAを明確に認識することのできる写真を印刷した絵葉書を作成し、市立美術館の入場者に無料で配布している。丙の行為は、甲の著作権を侵害するか。

(2)　丁は、日本各地を旅行し、旅行先の風景をビデオカメラで撮影することを趣味としている。丁は、W湖を旅行中にW湖や市立美術館をビデオ撮影し、ビデオ作品Eを制作した。Eには、市立美術館に展示されたBをアップで撮影し、そこに書かれたAを明確に認識することのできる影像が含まれている。

①丁は、これまで自分が制作したビデオ作品を家族や親しい友人以外の者に見せたことはなかったが、Eを通じてW湖の魅力を多くの人に知ってもらいたいと考えるようになった。そこで、街頭でビラを配って観衆を募り、毎週土曜日の夜にEの無料上映会を行っている。当該上映会は何らの料金も支払うことなくEを見ることができるものであるが、一回の観衆は多くて五、六名程度で、一、二名しかいないこともある。丁の行為は、甲の著作権を侵害するか。

②戊は、丁が行っているのと同様の無料上映会を行いたいと思い、その旨を丁に伝えた。丁は、戊が上映会を行うことができるように、Eの複製物を作成し、これを戊に貸与した。丁の行為は、甲の著作権を侵害するか。

▼ロイヤリング　……出水順教授

レポート試験

第六回講義の後に出し、第七回講義において講評した答弁書作成問題のケース（原告トックス、被告海野洋子外一名）において、別紙の被告海野洋子の答弁書が提出され、第一回期日では訴状、答弁書が陳述され、甲第一号証から第九号証が提出されたとする。これをふまえ、次の点につきレポートを作成すること。

(1) 原告代理人として、被告海野洋子の答弁書の主張との関係で、準備書面を起案せよ。

(2) 原告代理人として、（訴状と同時に提出済みの書証以外に）今後の立証は、どういう資料に基づき、どういう立証をしていくべきかを検討し、どういう証拠があるかを考え、証拠を挙げて内容の説明をし、それにより何を立証したいか（何が立証できるか）を述べよ。

(3) 相被告の夫海野光治は行方不明のようである。この場合、裁判所としては、海野光治の関係はどう処理すべきか。

▼国際税法 ……谷口勢津夫教授
平常点

▼行政訴訟ワークショップ ……村上武則教授他2名
平常点

▼税法訴訟ワークショップ ……谷口勢津夫教授
平常点

▼金融法 ……吉田光碩教授
平常点

▼コーポレート・ガバナンス ……池田裕彦講師
平常点

▼刑事法政策 ……田村正博講師
平常点

▼労働市場と法 ……小嶌典明教授
レポート試験
問1 「雇用をめぐる法と経済」研究報告書第七章「労使関係」を読み、その内容を要約しなさい。
問2 労働法学者と労働経済学者との対話がどの程度可能なのか、また有益なのか。上記の報告書をも参考にしつつ、具体例を示して、あなたの考えを述べなさい。

▼国際知的財産法 ……茶園成樹教授他4名
平常点

▼知的財産法ワークショップ ……青江秀史教授
平常点